

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年7月13日

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 井澤 吉幸

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 猪浦 純子

【電話番号】 03-6703-7940

【届出の対象とした募集内国投資信託  
受益証券に係るファンドの名称】 ブラックロック・インド株ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託  
受益証券の金額】 2,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年3月9日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原有有価証券届出書」といいます。）について、運用の指図権限を委託しているブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッドがD S Pブラックロック・インベストメント・マネジャーズ・プライベート・リミテッドとインド株式の運用についての投資助言契約を解約するに伴い、運用体制の一部に訂正事項がありますので、関係事項を下記の通り訂正するものであります。

## 2【訂正の内容】

<訂正前> および<訂正後>に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原有有価証券届出書の更新後の内容を示します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの特色

a.（省略）

<更新後>

b. 株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限を、ブラックロック・グループの香港拠点であるブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッドに委託します。

<ポートフォリオ構築プロセス>

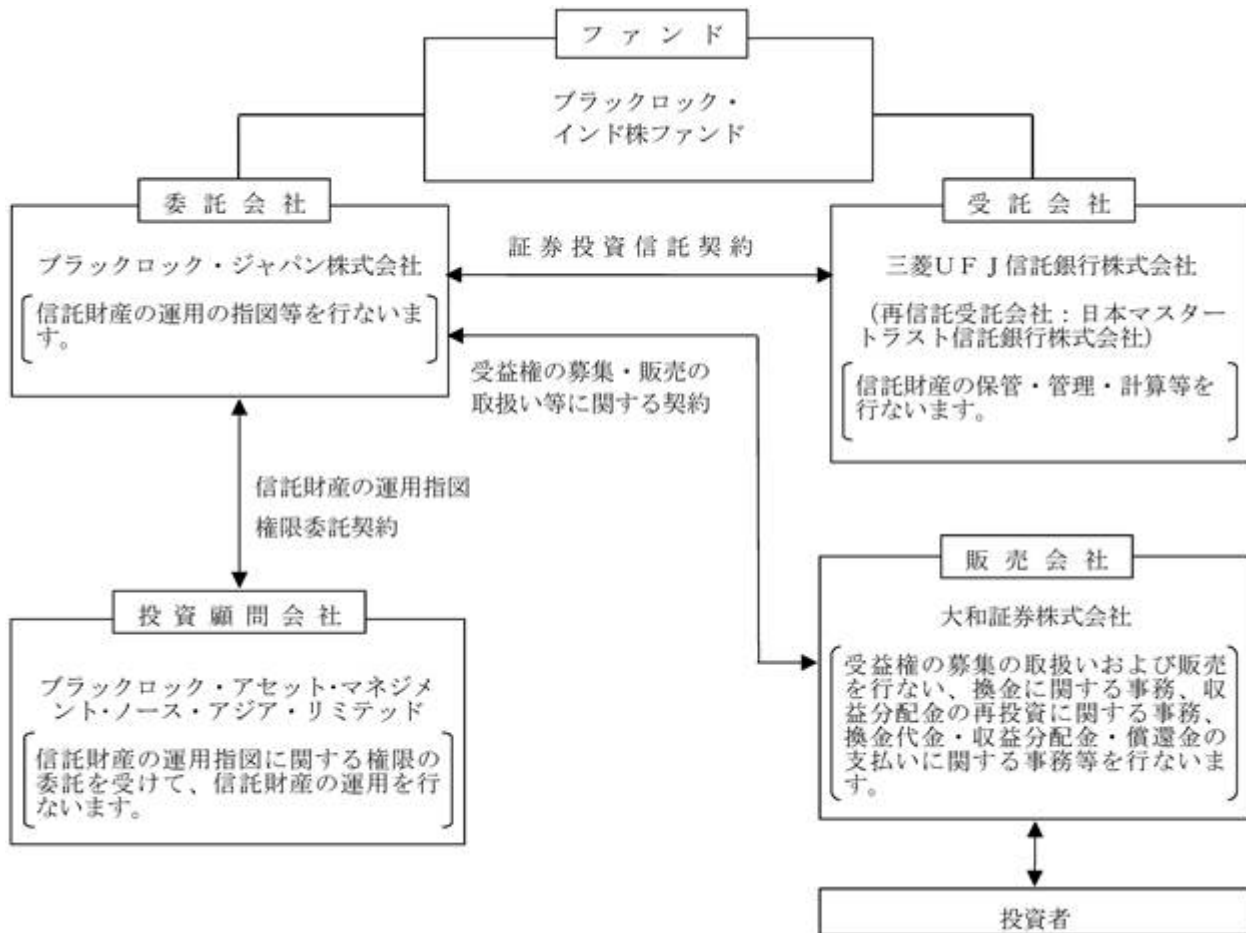


資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

c. ~ d.（省略）

## (3)【ファンドの仕組み】

&lt;更新後&gt;



## &lt;契約等の概要&gt;

## a. 「証券投資信託契約」

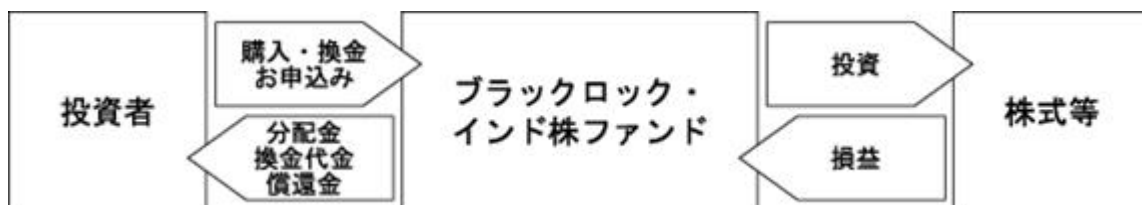
ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

## b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

## c. 「信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。



## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

～（省略）

#### <訂正前>

ブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッドに株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限を委託します。また、ブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッドは、D S Pブラックロック・インベストメント・マネジャーズ・プライベート・リミテッドよりインド株式の運用について、投資助言を受けます。

#### <訂正後>

ブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッドに株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限を委託します。

（以下省略）

### (3)【運用体制】

～（省略）

#### <訂正前>

当ファンドは株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用指図に関する権限をブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッドに委託しています。

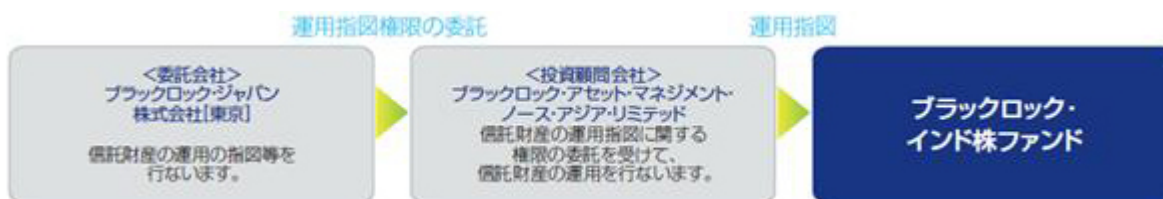
また、ブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッドは、インドのD S Pブラックロック・インベストメント・マネジャーズ・プライベート・リミテッドの株式運用チーム（12名程度）より投資助言を受けます。

#### <訂正後>

当ファンドは株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用指図に関する権限をブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド（当ファンド担当：4名程度）に委託しています。

<運用体制>

<更新後>



運用体制は、変更となる場合があります。

（以下省略）

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

##### (3) 投資顧問会社

###### <訂正前>

- ・名称                   ブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド
- ・資本金の額           5,000,000香港ドル(円貨換算<sup>\*</sup> 約7,510万円、2016年12月末現在)  
\* 香港ドルの円貨換算は、2016年12月末現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1香港ドル=15.02円)によります。
- ・事業の内容             投資運用業を営んでいます。

###### <参考:インド株式運用についての投資顧問会社>

- ・名称                   D S Pブラックロック・インベストメント・マネジャーズ・プライベート・リミテッド
- ・資本金の額           200百万ルピー(円貨換算<sup>\*</sup>約3億4,400万円、2016年12月末現在)  
\* ルピーの円貨換算は2016年12月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ルピー=1.72円)によります。
- ・事業の内容             投資運用業を営んでいます。
- ・業務の概要           投資顧問会社であるブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッドに対して、インド株式運用についての投資助言を行なっております。

###### <訂正後>

- ・名称                   ブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド
- ・資本金の額           5,000,000香港ドル(円貨換算<sup>\*</sup> 約7,510万円、2016年12月末現在)  
\* 香港ドルの円貨換算は、2016年12月末現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1香港ドル=15.02円)によります。
- ・事業の内容             投資運用業を営んでいます。

### 3【資本関係】

#### (3) 投資顧問会社

<訂正前>

当社およびブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッドの最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

<参考:インド株式運用についての投資顧問会社>

D S Pブラックロック・インベストメント・マネジャーズ・プライベート・リミテッドは、ブラックロックより間接的に出資を受けています。

<訂正後>

当社およびブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッドの最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。